

第 7 4 号議案

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間並びに住宅宿泊事業を営む旨の届出に係る添付書類を改めるとともに、住宅宿泊事業者が業務改善命令等に違反した場合の公表について規定する必要がある。

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の一部を 改正する条例

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例（平成30年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「又は第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準工業地域」に、「月曜日の正午」を「日曜日」に、「金曜日の正午」を「土曜日」に改め、「（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当する日の正午から翌日の正午までの期間を除く。）」を削る。

第7条の見出し中「及び説明会の開催」を削り、同条第2項を削る。

第8条中「の各号」及び「者の区分に応じ、当該各号に定める」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 前条の規定による周知を行ったことを確認できる書類
- (2) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第56条の2第1項の規定による届出に係る届出書の写し（法第3条第1項の届出をしようとする者が同条例第56条の2第1項の規定による届出を要する者である場合に限る。）
- (3) 住宅宿泊事業の業務に係る廃棄物（以下単に「廃棄物」という。）の処理に関する書類で規則で定めるもの

第15条を第17条とし、第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（法又は条例の規定による命令に違反した場合の公表）

第16条 区長は、住宅宿泊事業者が法第15条若しくは第16条第1項若しくは第2項の規定又は第6条第7項の規定による命令に違反したときは、その旨、当該住宅宿泊事業者の氏名及び住所（法人

の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該届出住宅の所在地その他の規則で定める事項を公表することができる。この場合においては、第 11 条第 2 項の規定により氏名を公表していない住宅宿泊事業者についても当該氏名を公表することができる。

第 13 条中「、住宅宿泊事業の実施に伴い生じた廃棄物について」を削り、「より」の次に「廃棄物を」を加え、同条を第 14 条とする。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（廃棄物の処理に関する届出）

第 10 条 第 8 条第 3 号に掲げる書類を提出した者は、当該書類に係る廃棄物の処理に関する事項に変更があったときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、施行日以後に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出がされた同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業（以下単に「住宅宿泊事業」という。）について適用し、施行日前に同法第 3 条第 1 項の届出がされた住宅宿泊事業については、なお従前の例による。

3 改正後の第 7 条の規定は、施行日以後に住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出をして住宅宿泊事業を営もうとする者について適用し、施行日前に同項の届出をして住宅宿泊事業を営もうとする者については、なお従前の例による。

4 改正後の第 8 条の規定は、施行日以後にされる住宅宿泊事業法第

3 条第 1 項の届出について適用し、施行日前にされた同項の届出については、なお従前の例による。

- 5 住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）で施行日以後に住宅宿泊事業を営んでいるもの（改正後の第 8 条の規定により同条第 3 号に掲げる書類を同法第 3 条第 2 項の届出書に添付した住宅宿泊事業者を除く。）は、同号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- 6 改正後の第 16 条の規定は、住宅宿泊事業者が施行日以後にされた住宅宿泊事業法第 15 条若しくは第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定又は中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第 6 条第 7 項の規定による命令に違反した場合について適用する。